

平成24年度測量・建設コンサルタント業務等に係る
入札制度の見直しについて
お知らせ

岡山県土木部

岡山県の測量・建設コンサルタント業務等に係る入札制度について、次のとおり見直しを行い、平成24年4月1日以降に指名通知を行うものから実施しますので、お知らせします。

低入札価格調査制度

1 調査基準価格の算定方法の変更
土木関係建設コンサルタント業務

①積算に技術経費を用いるもの

【現行】

調査基準価格＝直接人件費＋直接経費＋(技術経費×0.5)＋(諸経費×0.5)

【変更後】

調査基準価格＝直接人件費＋直接経費＋(技術経費×0.6)＋(諸経費×0.6)

②積算に技術経費を用いないもの

【現行】

調査基準価格＝直接人件費＋直接経費＋(その他原価×0.7)＋(一般管理費等×0.3)

【変更後】

調査基準価格＝直接人件費＋直接経費＋(その他原価×0.9)＋(一般管理費等×0.3)

2 第三者照査の義務付けについて

入札の設計図書において照査技術者の配置を求めた業務において、調査基準価格を下回る価格で入札した者と契約する場合、当該受注者が実施する照査とは別に、第三者による照査（以下「第三者照査」という。）を義務付けます。

このため、低入札価格調査に新たに「第三者照査を行う者の要件の確認」の調査項目を追加し、別途定める調査条件を満たさない場合は、当該契約の内容に適合した履行がされないと判断し、失格とします。

また、業務の成果品にかしがあった場合、当該第三者についても指名停止等の措置を行うことがあります。

最低制限価格制度

土木関係建設コンサルタント業務の最低制限価格の設定水準を見直します。

岡山県 技術管理課 ホームページへのアクセス方法

県のホームページ (<http://www.pref.okayama.jp>) から → 画面左上の [組織で探す] をクリック → [土木部] をクリック → [技術管理課] をクリック

【問合せ先】

土木部技術管理課技術指導班

TEL 086-226-7460

別紙

第三者照査を行う者の要件

- 1 第三者照査の対象となる業務（以下「対象業務」という。）と同一の業務区分について、岡山県測量及び建設コンサルタント業務等入札参加資格を有する者であること。
- 2 対象業務の指名通知日から落札決定の日までの間に、岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領に基づく指名停止又は岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けていない者であること。
- 3 対象業務の入札における低価格入札者（以下「調査対象者」という。）と次のいずれかの資本関係又は人的関係にある者でないこと。
 - (1) 調査対象者の親会社（会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）
 - (2) 調査対象者の子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）
 - (3) 調査対象者と親会社を同じくする子会社
 - (4) 役員又は管財人（会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64条の管財人をいう。以下同じ。）が調査対象者の役員又は管財人を兼ねている者
 - (5) その他(1)から(4)までと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者
- 4 過去に岡山県が発注した業務において、調査対象者から第三者照査を受託し、又は調査対象者に第三者照査を委託したことの無い者であること。
- 5 配置する技術者は、次の要件を全て満たす者であること。
 - (1) 調査対象者において選任する照査技術者と同等の免許、資格等を有する者であること。
 - (2) 調査対象者から第三者照査を受託する者と指名通知日において直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。